

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 5 )			
日 時	平成 30 年 10 月 26 日 (金)	開 議	午後 1 時 00 分
		閉 会	午後 4 時 33 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	濱本委員長、松田副委員長、高野・斉藤・中村（吉宏）・ 中村（誠吾）・林下・小貫・山田各委員		
説明員	市長、教育長、小林・前田両監査委員、水道局長、総務・財政・ 産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、林下委員、山田委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

秋元委員が斉藤委員に、高橋龍委員が林下委員に、川畑委員が小貫委員に、横田委員が中村吉宏委員にそれぞれ交代いたしております。

この際、説明員から発言の申し出がありますので、これを許します。

○(生活環境)管理課長

10月22日の決算特別委員会におきます、共産党高野委員の消費税による影響についての答弁の中で報告いたしました、産業廃棄物処分事業特別会計の金額に誤りがありましたので、次のとおり訂正をお願いいたします。

仮受消費税及び地方消費税額の平成25年度124万2,550円を79万8,782円に、それから、消費税として納税した額の25年度のマイナス58万6,717円を374万600円に、26年度の684万157円を589万1,100円に、27年度の624万2,500円を77万2,600円に、28年度の80万7,400円を68万8,500円に、29年度の64万6,400円を65万6,800円に訂正をお願いいたします。大変申しわけありませんでした。

○(水道)業務課長

平成30年10月24日の決算特別委員会におきまして、自民党山田委員の、水道メーターを普通の住宅に取りつける場合のメーター代金を含む取り付け費用は本市の持ち出しかという旨の御質問に対し、新築の住宅については住宅新築費用の中に含まれているという答弁をいたしました。正しくは、新規に水道を引くなどの新設や改造工事の場合、メーターの取り付け費用はお客様負担の工事費に含まれておりますが、メーター代金は本市の負担となりません、でありました。

以上のとおり訂正いたします。大変申しわけございませんでした。

○委員長

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、立憲・市民連合、自民党、公明党、共産党の順といたします。

立憲・市民連合。

---

○中村(誠吾)委員

◎決算特別委員会の必要性について

決算特別委員会の最終日に当たりまして、立憲・市民連合を代表して質問いたします。

これまでに今回の決算特別委員会として議論がありました。私も一昨日、個別の議論から大きな政治的な枠組みも踏まえまして、質問をさせていただきました。ただ、今回報告されている平成29年度の決算報告は前市長の体制、その姿勢で行われたものであると私は認識しております。

委員会を総括するに当たり、私としてはここ数年の決算特別委員会に対して、皆さんがどのようにお感じになっているかは不明ではありますが、私としては、端的に申し上げて、非常に不快でありました。決算特別委員会に対する前市長の不誠実さにつきましては、余りにもひどい対応であったと記憶しております。まるで決算特別委員会の必要性を市側が否定するような態度、またはそうとられても仕方がない態度を何度も見せられてきたと感じております。

わかりやすい表現で言いましょう。我々市議会が決算報告に対して実施内容を指摘して、市民からの苦情を伝え

て、今後について新たな手法や新たな展開を具体的に示しました。そして、最終的にその決算の報告内容に対して不認定をいたしました。

しかしどうでしょう。当時の市長からは、そんなことは市政運営にまるっきり関係ない。それは結果だからもう変えようもないし、予算がつけばそれをどのように使おうがこちらの裁量であり問題はない。そのような対応と感じました。最後の前市長の結論は、どうでしたか、いつも言っていた言葉。どんどん言えばいいでしょうという態度で、必ずこう言いました。私はそう思いません。言いませんでしたか。そういう一言で済ませるのです。そのような態度ではありませんでしたか。

再度申し上げますが、今回報告されている29年度の決算報告は、そのような前市長の体制、その姿勢で行われたものであると私は認識しております。しかし、今、迫市長が誕生し、同様なことが今後起こっていくとは考えなくて済むようになりました。行政経験が豊富な迫市長のもとで、きちんとした行政が進められると確信するからであります。でありますから、ここで改めて決算特別委員会そのものの必要性について、市長と説明員の皆さんとの認識を一つにして、当委員会の最終日、総括として質問をさせていただきます。

一つ目の質問です。地方自治体及び議会の行うことなどは、地方自治法で細かく決められております。それでは、地方自治体と議会と、決算についてはどのように決められていますか。議会運営の基本について、総務部長にお伺いします。

○（総務）総務課長

地方自治法第96条に、議会の権限について定めがあります。この第1項第3号に、議決事件として決算を認定することとあります。また、第233条には決算についての規定があり、第3項では普通地方公共団体の長は決算を議会の認定に付さなければならないこと。第5項では、議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類、その他、政令で定める書類をあわせて提出しなければならないこと。それから第6項では、議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならないことが定められております。

○中村（誠吾）委員

議会は、決算を認定しなくてはならないのです。では、この点について予算と決算にかかわりますので、財政部長も同様な見解でよろしいですね。

○（財政）財政課長

総務部と同様な見解であります。

○中村（誠吾）委員

では、総務部長にお聞きしますけれども、地方自治法第233条第3項で、市長は決算について市議会の認定をとらなくてはならないですよ。お答えください。

○（総務）総務課長

条文では「認定に付さなければならない」とございますので、そのように解釈されるものと考えております。

実際に認定に付する決算を議会に提出させていただいているところでありまして、議会において認定または不認定の判断をしていただくものというふうと考えております。

○中村（誠吾）委員

では、言わずもがなのことを聞きます。前回及び前々回の決算について、我々議会がどのような議決を行いましたか、皆さんに。

○（総務）総務課長

平成27年度一般会計及び28年度一般会計ともに不認定の議決結果となりました。

○中村（誠吾）委員

平成29年6月の地方自治法改正で、決算不認定の場合に当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、

その内容を議会に報告、公表することとなったのです。施行は今年度からですが、昨年度の決算時には、一部改正の法律は公布されているのです。そういう状態だったのです。

そこで、昨年の決算不認定に当たって、是正措置の報告、公表を法定の義務はなくとも、法律は既に公布されておりまして、道義的に報告、公表を行うべきだという考えを昨年の時点で、総務部長、財政部長、お持ちでしたか。

○（総務）総務課長

私からまとめてお答えさせていただきます。

昨年、不認定となった時点では、もちろん地方自治法の改正内容は認識をしておりました。ですので、何らかの方法で議会に対する報告の必要性は感じておりまして、また議会からもその求めがあったものと認識しております。

○中村（誠吾）委員

地方自治にかかわることなので、もし今年度の決算が不認定になれば、是正措置の報告、公表は必要だと考えますが、過去2年の決算不認定についても是正措置の報告、公表を行う予定はないのですか。

○（総務）総務課長

過去2年ということではあったのですが、必要性を昨年の時点では感じておりましたものですから、不認定の理由ですとか、指摘事項を踏まえまして、平成28年度決算で指摘された事項、これについては措置を行ったものについて、ことし第1回定例会で議会への報告はさせていただきます、公表につきましても、この報告をもって果たしたものだということふうに考えてございます。

○中村（誠吾）委員

この地方自治法第233条第6項で、議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならないとなっておりますが、10月22日の当委員会で、我が会派の佐々木委員が、今までの決算内容は住民に公表したのですかと聞きました。一つは、議会が認定していないものを公表したのかという点。それと二つ目に、市民には決算が不認定と知らせているか。それで質問ですが、三つ目に大事な点が出てくるのです。今後、どのようにしていきたいのか、お答えください。

○（総務）総務課長

今後につきましては、地方自治法第233条第7項の規定に基づきまして、決算が不認定となった場合には、その結果を踏まえまして、必要と認める措置を講じたときには議会に報告をさせていただくとともに、公表をさせていただくことが必要であるというふうに考えております。

○中村（誠吾）委員

最後に、他の自治体では会計事務処理要領を作成しているところもあり、予算の意味や決算の考え方など、文字として整理している自治体も多くあるのです。その中で、決算の意義をまとめている自治体があります。大きなところでは、一部引用いたしますと、決算は経済的、政治的または社会的な事情により執行された実績そのものです。決算は、予算に比較して実績はどうなっているのか、そして、予算の目的どおりに執行され、その効果を発揮しているのか等について分析、検討することにより、財政運営の適否が判断されるとともに、将来の財政計画の重要な資料となるものと高知県で言っています。

この内容を、私はそのとおりだと思っています。予算に対して執行が幾らあったのかのみを判断するのが議会ではないのです。もっと言うと、目的半ばでお金はぎりぎりまで使ったから、えらいわけではないのです。市民のために当初予定していた効果や目的を達したのか。それを分析、検討する場なのです。そして、将来の財政計画の重要な資料となるべく、きちんとした反省をした上で有効なポイントを得ることが大切だと、私は考えています。

そこで、市長にお伺いするのですが、私としては、最初に非常に不快であると申し上げました。そして、その理由も多々お話をさせていただきました。それを踏まえ、私なりの市の決算について述べさせていただいたのですが、前市長は議会と真摯に向き合うという姿勢はなく、法律上求められた最低限のレベルさえ守れば、前市長は法律の

独自解釈を振りかざしていたけれども、その法律上の最低限レベルさえ守れていなかった事例も多々出てきたのです。少なくとも、決算については前市長は法律上求められた最低限のレベルさえやっていたらいいという考えだったのかと思うこともあります。

それではあえてお聞きします。市長、もしそのような考え方を首長が持つてしまうことは、恐ろしいと思いませんか。どのようにお考えですか。

**○市長**

前の市長がどのような考えを持って市政運営に当たっていたかということについて、当然、私の知るところではありませんけれども、私といたしましては、やはり改めて申すまでもありませんが、議員の皆さんも、私もそうですけれども、市民の皆さんの民意によって信任されたという、二元代表制のもとで市政が運営されているということ。それから、これからのまちづくりをともに考え、進めていく、その関係が議会と市長との関係であるということ。それから、法令を遵守する。このことは改めて申すまでもありませんが、そういった考え方をしっかりと肝に銘じながら、真摯に議会に向き合いながら市政に当たっていききたいというふうに思っているところでございます。

**○委員長**

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

**○委員長**

自民党に移します。

---

**○山田委員**

**◎職員給与費について**

それでは、きょうの決算については職員給与費からいろいろと聞いてまいります。

最初に、過去5年、平成29年度までの採用数の状況と、特に29年度はふえたと聞いておりますが、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

**○（総務）職員課長**

事務執行状況説明書に記載しております職員数は市長部局のものでありますので、消防吏員などの人数は入っておりません。また、採用数66人の中には、新規の再任用なども含まれておりますので、純然たる新規採用者数は54人という形になります。

この数は5年間の中でも最も多い人数でありますけれども、先日の御質問でお答えしました徴収一元化担当主幹や日本遺産等担当主幹など、業務に取り組む上で必要となるポストや、また新たな業務に対応するポストの新設など、業務上必要となる人員を増員したためでございます。

**○山田委員**

いろいろと新しい部門とか、それにかかわる人材を補充したということでわかりました。ただ、我々は過去には職員の不補充、こういう考えがあり、職員の新規採用には特に注意を払っていたと思います。ただ、職員の年齢構成がいびつになったり、例えば経験の伝承やその引き継ぎ、そういう部分についても我々はいろいろと質問をしてまいりました。

では、年代別に配慮した職員の採用を今までしてきたのか、その点についてお答えください。

**○（総務）職員課長**

いわゆる退職不補充時代の影響から、今御指摘があったとおり、年齢構成がいびつになったことを踏まえまして、平成26年度から社会人枠採用を導入し、37歳まで採用できるよう対応してきたところでございます。

○山田委員

一言言わせていただければ、こういうような補充に対する考えは本当にいいと思いますが、私は以前、1人の職員が何役もできるような、そういうような形で研修もしていただきたいし、そういう配置もしていただきたいということも申し上げておきました。16人増だということは、何らかの要素があったということで押さえはしておきます。

それでは、以前お聞きしましたが、中松元市長時代から森井前市長時代の管理職などの早期退職者の残余期間、要するにやめた年に何年働けたのか、その点を早期退職した方全員についてお聞かせ願いたいと思います。

○(総務)職員課長

管理職の早期退職につきましては、中松市政においては5名でしたが、森井市政においては16名でありました。このうち、2名については今年度における早期退職者数でありますので、平成29年度までは14人でございます。この14人の定年までの残存期間としましては、端数の切り上げ、切り下げを行った上でお答えいたしますと、1年が5名、2年が5名、4年が1名、6年が1名、そして10年以上が2名でございます。

○山田委員

すごいですね。一、二年というなら、まだ理解はできます。こういう理由があるのかな、もしかしたらそういう人間関係に悩んでいたのかなと思いますが、本当に4年が1名、6年が1名、10年余して退職された方が2名いたというのは本当に驚きます。

では、この早期退職者がいると、本来は別の普通に退職する年に用意しなければならない退職金を早期退職することによって急に用意しなければならないことになりますが、これについての財政負担だとか、その用意だとかについてはどういうふうになっていますか。

○(総務)職員課長

基本的に予算を組む際、定年退職者の人数と、あと毎年一定程度、定年前にやめる方もいますので、一定程度のそういった見込みを踏まえた上で予算編成しております。

○山田委員

適度に予算化で間に合っていたということがわかりました。

では、この平成25年度からの退職手当の状況について、この早期退職者分の割合はどのようになっているのか、説明をお願いします。

○(総務)職員課長

退職手当支給額に対する早期退職者分の支給額が占める割合を、これは管理職、一般職にかかわらず一般会計で申しますと、平成25年度が24.7%、26年度が15.6%、27年度が22.1%、そして28年度が20.4%、最後に29年度が31.5%でございます。

○山田委員

本当に驚きますね。平成28年度まではある程度推測できるような数字だと思います。ただ、昨年度、29年度の31.5%というのは、まことに多い数字だと私は思っています。

そこで、森井前市長の市政の中で、最後の質問をさせていただきますが、本当に人を大事にしない、人材を大事にしない。本来は一番大事にしなければならない女房役や苦言を呈する人、そういう人間を排除した結果だと私は思っています。人は城と、よく言います。そこで、部長職など、過去の例を見ないほど多い早期退職者は本市にとって目に見えない財産の損失と私は考えます。その点で、市長はどのようにお考えなのか、そのお答えを聞いて私の質問は終わりたいと思います。

○市長

ただいま、職員の早期退職につきまして、目に見えない損失ではないかというお尋ねでありますけれども、まさ

に私も同感でありまして、やはり一定程度経験を積んだ、経験を積み知識が豊富な職員が組織を早目に去っていくということは、おっしゃるとおり組織にとって大きな痛手であり、損失であるということについては、疑いようのないところだというふうに思っております。

私としては、しっかりと職員と信頼関係を築きながら、職員が使命感をしっかりと持って市政に当たられるような組織をしっかりと築いていかなければならないというふうに考えているところでございます。

---

○中村（吉宏）委員

◎空き家について

私からは、まず、空き家に関連して質問させていただきます。

空き家の対策、いろいろ実証されていると思いますが、市内の空き家の軒数を示していただきたいのですけれども、平成27年度から29年度までのもので示していただけますでしょうか。

○（建設）山岸主幹

市内の空き家の数でございますけれども、本格的に市内の空き家を調査いたしましたのは、平成27年でございます。そのときに市内の空き家の総数は2,423軒とされておりまして、管理状態の別としては、管理状態が良好なものが985軒、管理状態が悪い不全のものが386軒、そのまま放置すると不全になる、準不全というものが1,052軒となっております。

また28、29年度につきましては、本格的な調査を実施していないものですから、そのデータをベースにして、今増減についてデータベースをつくっているというところでございます。

○中村（吉宏）委員

平成27年度の軒数を今示していただきましたけれども、これがベースということで、こういう空き家の状況で、良好、準不全、不全とそれぞれに対応していかなければならない課題があるのかというふうには認識しますが、まず、良好な空き家に関しては、転売ですとかいろいろな方法が考えられると思うのです。中でも小樽市では空き家・空き地バンクという制度を設けて、これに登録して利用促進を図っていると思うのですが、まず、この空き家・空き地バンクへの登録を周知、登録といいますか、利用の周知をするのはどのような手法で行ってきたのか、示してください。

○（建設）山岸主幹

空き家・空き地バンク制度につきましては、平成21年度から始められた事業であります。周知につきましては、市のホームページに掲載しているほか、北海道にも空き家バンクというものがあまして、そちらに市のホームページのリンクも張らせていただいて、周知しているというところでございます。

○中村（吉宏）委員

今、周知方法を伺いまして、これも後から聞かせていただきますけれども、平成28年度に実施した空き家のアンケートがあると思うのですが、この事業を行った際に、認知度を示すような設問ですとか、そういったものはあるのでしょうか。あれば結果を示していただきたい。認知しているのかしていないのかという結果を示していただけますか。

○（建設）山岸主幹

平成28年度に行った空き家の所有者に対する意向調査の中で、空き家・空き地バンク制度につきましては、制度を利用してみたいかどうかという項目を聞いております。その回答につきましては、回答数が96件ありまして、「利用してみたい」が22件、23%。「メリットがあれば利用してみたい」が32件、34%。「利用しない」が22件、23%。「内容についてもっと知りたい」が8件、8%となっております。「利用してみたい」と「メリットがあれば利用してみたい」を合わせますと57%の方が利用について興味を持っているということがわかったところでございます。

○中村（吉宏）委員

メリットがあれば利用したいという方たち、あと内容を知りたいという方も合わせると、おおむね7割以上の方たちが何かしらこの制度を、わかれば使いたいのではないかなということが推定されるのですけれども、こうした方たちにはしっかりとこの制度のお知らせはしてあるのでしょうか。

○（建設）山岸主幹

個別にお知らせしているというところはないのですけれども、この制度自体、やはり潜在的に知りたい方たちがいるだろうということで、空家等対策計画ができた昨年の2月以降に周知啓発の取り組みというのを行っております。その周知啓発の取り組みについては、年1回広報おたるに空き家対策全般についての周知文書を載せていただいています、毎回必ず空き家・空き地バンクについては載せております。

それから、当然市のホームページにも載せておりますし、今年度、不動産を持っている方たち全般、市内、市外の方もたくさんいらっしゃいますので、その方たちへの周知が必要ということで、固定資産税の納税通知書に、バンクも含めた啓発文書を、御協力いただいて同封させていただきました。

そういう形で、個別でということではなく、不動産を持っている方、これから空き家になる可能性のある方も含めて周知をしているというところでございます。

○中村（吉宏）委員

これから周知に取り組むということで、本来であれば、もう平成21年度から要綱が制定されて実施されている制度で、もっと早く取りかかるべきだったのではないのかと思いつつ、特に27年度あたりはやるべきだったのではないかと。

もう少し伺いたいのですが、この空き家に関する別のアンケートの資料を拝見しました。これも空き家・空き地バンク事業に関する問が、このアンケートでもありまして、私の見た限り19件ほど回答が来ておりました。この事業を知らないという人が6件、聞いたことがあるという人が6件、知っているという人が5件、無回答2件という感じだったのですけれども、知らないという人がやはり3割以上あるわけなのです。まさに空き家を所有、あるいは空き家と関係のある方たちなのですが、いまだに、やはりこういう状況であるということも認識されているかと思うのですけれども、この別のアンケートというのを踏まえて、この状況についてお伺いできればと思います。

○（建設）山岸主幹

今のアンケート、昨年度行ったものですけれども、確かにそういう結果を踏まえて半数ぐらい、3分の1ぐらいですか、知らないという方がいらっしゃる。または名前だけしか聞いたことがないという方も3分の1いらっしゃるということです。そういうことを踏まえて、やはり市内、市外含めての不動産所有している方への周知というのが大事だろうというところがあって、ことしの4月にその周知文書を、資産税課をお願いして周知を図ったのですが、おかげさまで反響がかなりあったのですが、登録に至ったかどうかというのは別にして、問い合わせは倍ぐらいになったというのが実情でございます。

○中村（吉宏）委員

問い合わせがふえたと。ところで、この空き家・空き地バンクの利用状況、今の答弁を考えますと、これから先ひょっとしたら伸びてくるかもしれないということだと思うのですが、この空き家・空き地バンクの利用状況について示してもらえますか。

○（建設）山岸主幹

平成21年度から始まったものですので、21年度から28年度の8年間というのは、空き家対策担当で所管してなくて、まちづくり推進課で所管していました。その8年間では登録、成約とも14件です。それで昨年度、空き家担当になっての登録は、登録、成約とも1件でございました。

### ○中村（吉宏）委員

先ほど平成27年度に示していただいた空き家の軒数が、良好な空き家の数が985軒。21年度から28年度が14軒で29年度が1軒ということで、例えば登録をまだしていないだろうと思われる良好な建物は970軒、単純計算であるのかなというところ、こう考えると利用が促進されていないと思われるのです。

ちなみに、今問い合わせ件数がふえているということですが、知っている方はこうやって利用するかしないか検討した上で、利用する方がこれだけ少ないとなると、何かしら制度に問題があるのではないかなということも検討しなければならないと思うのです。こういうことは29年度までに見直しなどをされてこなかったのでしょうか。

### ○（建設）山岸主幹

今、委員の御指摘のとおり、周知を図っていても、件数に至っていないというところですが、まず問題点として、空き家・空き地バンクというものは利用者から登録の申し込みがあって、それを協力していただける仲介の不動産業者たちにまず投げかけます。それで、協力してもいいよと手が挙がったものについて登録になるという制度でございいます。

ただ、そういう制度になりますと、一つは、相談物件の多くなのですけれども、敷地に車が入れない、建物自体は良好ですが、建っている敷地自体が郊外だったり、山の上のほうだったり、道路が狭かったりというところで、不便な場所にあたりすると、なかなか不動産価値というものが見つからない。そうすると、その仲介の業者たちというのは、不動産売買価格によって仲介手数料というのが決まってくるので、契約に至るまでは手続としては高価なものだろうが安価なものだろうが同じような手続を踏まなければならないということから、なかなか協力業者の方も積極的に安価なものに対して手が挙がらないという状況、これが一つ、まずあります。

また、本市のような一定程度人口がいて、不動産業者も結構多くて、業界としてある程度流通が図られている場合、どうしても空き家・空き地バンク、行政の手続が必要になるものですから、普通に業者に持ち込んで、それで流通するものをわざわざ役所に来て、行政の手続を踏んで仲介業者と結局は契約するというところで、何か一つやりかんでしまうというところがあって、メリットがなかなか見受けられないというところがあります。地方都市で不動産業者が余りいないようなところだと、バンクをかなり活用されているようではございますけれども、小樽市ぐらいの規模のまちではなかなかメリットがなくて使われていないという状況にあります。

それで、その対策というところですが、これまでは正直、平成29年2月から計画が策定されて、昨年度、主体的にやってきたのは、まずは危険な空き家、近隣に迷惑をかけている空き家が多くて、そちらの対応に主眼を置いてやっていたというところがありました。それで、バンクについては制度そのものを見直すのがいいのか、それとも別の利活用の対策があるのではないかなというところを、先進都市の事例なども参考にして、今検討しているというところでございます。

### ○中村（吉宏）委員

どう聞いていっていいのかわからなくなりましたが、業者の力をかりながら進めていくに当たって、物件の利便性の問題が一つあって進まないというところと、行政の手続が面倒だということが、平成21年度に立ち上がってきた制度で、これが28年度、そして29年度、今ここで指摘されるまで何か全然活用策が生まれなかったのかなというのが非常におかしいと思わざるを得ないのです。

であるならば、例えば、固定資産税の減免を一定期間設けるとか、それで新規の方を探してもらうとか、その分、例えば業者には多少の補助をつけるとか、そういったやり方もあると思いますし、根本的に何かを見直していくということも必要だったのではないかなと。あるいは市内業者ではなくて、北海道全域でそういう郊外のおうちを求めている方だって世の中にはいらっしゃると思うのです。ただ、その情報にアクセスできないからキャッチできないということも考えられる。ということであれば、もう少し活発な市内の不動産の利活用という部分では、やり方があったのではないかなと。今後いろいろ検討されるということで、ぜひ促進させていただきたいと思います。

それと、空き家対策の問題でもう1点、空家等対策会議が28年5月から立ち上がっていると思うのです。これを受けて、29年度は空き家対策の計画策定などを進めてこられたと思うのです。ただ、この会議の冒頭で、28年5月の話ですけれども、前市長は、空き家が重要な課題であるとともに、魅力づくりに結びつく重要な要素だとおっしゃっていたのです、前市長は。この空き家が魅力づくりに重要というのは、何を念頭に語ったものなのかということ、もしおわかりになれば示していただきたいと思いますが、いかがですか。

○（建設）山岸主幹

発言の真意というところははかりかねるところはあるのですが、推測するには、まず空き家が点在する町並みというのは、どうしても防犯上とか景観上好ましくないというところがあります。それで、使えるものは活用して、危険なものは改善、解体し、また更地になったところに新たな建物が建っていく。こういう空き家対策がどんどん進んでいけば、そういう活用、もしくは改善が図られていけば、まちとして魅力が上がっていくというような趣旨でおっしゃったのではないかなという推測です。

○中村（吉宏）委員

推測の域は超えないでしょうけれども、何とも聞いていて珍妙なお答えでした。理解しろと言っても無理だと思うのです。ただ、こういうようにそもそもの前提が、しかもこれからの空家等対策計画を策定していく上での重要な会議の冒頭で、担当所管がその方針としての言葉が理解できていないというか、こういう中で平成29年度もずっと漫然と執行してきたというか、その方向性自体の入り口のところから少しおかしかったのではないかなと思ったので、この質問をさせてもらったわけです。

もう一つ、空き家に関して、今度は不全空き家の状況ですけれども、27年度の調査で示されていますが、今の状況は減少しているのかどうか、示してください。

○（建設）山岸主幹

平成27年度の空家実態調査において、管理が不全、いわゆる危険な空き家というのは、先ほど386軒あると申しましたが、そのデータをもとに、今データの更新を図っているところですが、我々が把握をし得るものとしては、リサイクル法の届け出、80平方メートル以上の建物については、解体するとき届け出が必要になります。ですので、それで解体されたものというのはデータから削除していつている。

その解体されたものがこれまで30軒ありました。それと、データにはなかったのですけれども、新たに相談、苦情があつて、現地確認した結果、危険という形のもものが20軒ありまして、現在差し引いて386軒から10軒差し引いた376軒が不全な空き家としてデータがあるということになります。

○中村（吉宏）委員

では、その不全空き家に対して平成29年度というのは、どういう対応をしてきたのでしょうか、お示してください。

○（建設）山岸主幹

平成29年度というか、これまで28年の調査以降ですけれども、まず危険な空き家、いずれにしても人の財産であります。そうである以上、所有者がわかっていないと指導なりもできないものですから、その386軒について2カ年かけて所有者調査を行いました。また具体的に、相談、苦情のあるものについては、その都度所有者に対し改善等の指導をしてきたところであります。

29年度につきましては、その中でも近隣への悪影響が大きいもの、それから危険度、緊急度が高いものにつきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等というものに32軒認定いたしまして、今年度からですが、法による措置であります助言、指導、勧告、命令、行政代執行と順を追っていくこととなりますけれども、その32軒については現在指導書による指導、助言を行っているということでもあります。

○中村（吉宏）委員

今後はその対応を進めていくのだらうということが想定されますけれども、この危険空き家もしっかりと対応し

ませんと、先ほど珍妙な御回答が返ってきたような、魅力づくりに結びつく重要な云々と、行政は継続性がありますからあえてこの言葉を使いますが、そういった対応になっていかないのかなど。願わくば、こういう発想や表現も新しい市長のもとで、しっかり考え方を構築した上で変えていただきたいというのがリクエストです。

#### ◎財政について

続いて、財政の問題を質問させていただきます。

平成28年度の中期財政収支見通しでは、10億円以上の財源不足が生じるということが報告されておりました。今後20億円以上に達することが見込まれて、28年度当時22億2,900万円の財政調整基金を取り崩すと、30年以降の財源対策に支障を来すということでした。このため29年度、30年度は6億円の収支改善目標を立てていますということだったのですけれども、29年度はどのような具体的な目標を立てたのか示してください。

#### ○（財政）津川主幹

平成28年10月策定の中期財政収支見通しでは、使用料、手数料の改定、その他の歳入の確保、公債費の平準化、事務事業及び経費等の見直し、人員配置の適正化などについて取り組みを示しています。その中で、歳入につきましては、ガバメントクラウドファンディングを含めたふるさと納税制度の推進や、旧消防署長橋出張所の売却などの遊休資産の売却などを行いました。歳出につきましては、予算査定の中で事務事業の見直しについて取り組んできました。

ただ一方で、消費税率の改定に伴いまして、使用料、手数料の改定を延期するなど、取り組むことができなかった項目についてもございます。

#### ○中村（吉宏）委員

そういう対策をされたということですが、6億円の収支改善目標、これは達成できたのでしょうか。

#### ○（財政）津川主幹

中期財政収支見通しの策定に当たっては、基本的に予算ベースでの作成をしております。当然、予算段階から実際の決算におきましては、一定程度、平成28年度決算におきましては、財政調整基金の取り崩しを行わないで済むなど、一定程度の効果はあったものと考えております。

（「29年度」と呼ぶ者あり）

申しわけありませんでした。

29年度におきましても、当初予算上の財政調整基金の取り崩し額は、決算の段階におきましては3億円の取り崩しということになっております。29年度で取り崩しが出てきてしまったという部分はあるのですが、予算段階ではある程度の収支の改善も図られたとは考えております。

#### ○中村（吉宏）委員

何か煙に巻かれたような答弁。予算ベースのものに決算を交えるようになってしまうのでしょうかけれども、具体的な数字が出てこない。

さらに、平成29年度の中期財政収支見通しでは、29年度財源不足が示されております。17億円の財政調整基金取り崩しを行わなければ、これも収支均衡が保てず、30年度以降についても財源不足が20億円を超えるとのことでありました。

当時の財政調整基金残高が17億5,000万円しかなくて、10億円の収支改善が図られても、32年度には枯渇するであろうというような予測を立てられていたのです。今、28年度の報告を受けての29年度の実施でも、決算を取り込んだの云々というお話がありましたけれども、収支改善を図るということで、10億円でも足りない。果たして、では29年度の収支改善対策というのはきちんと有効だったのかどうなのか、数字も含めて答えてほしいのですが、いかがですか。

## ○（財政）津川主幹

数字ということですので、先ほど説明させていただきました財政健全化に向けた取り組みとして、例えばふるさと納税につきましては、平成28年度と29年度、寄附金ベースで約7,000万円ほど増収となっております。あと遊休資産の売却ということでいきますと、旧消防署長橋出張所の売却に伴いまして、売却益1,800万円の歳入がありました。そういう意味では、一定程度取り組みの実効性はあったものと考えています。

しかしながら、一方では本体の地方交付税の減少など歳入が落ち込む中で、歳出につきましても、人件費や扶助費などの義務的経費の節減も難しく、財政状況が非常に厳しくなっているという状況の認識は持っております。

## ○中村（吉宏）委員

実際に平成29年度、本当にそれこそどんなふうに取り組んできたのか、やった施策は並んでいますが、もう少し一応、収支改善が目標だと言われているところで、その目標値に近づけるだとか、決算を含めてでも、この10億円を死守するとか、そういうことで図ったというのならば実効性がありましたですけれども、今のを足しても8,800万円で、何か実効性あったというのはどういうことなのかと、ぴんとこないのです。

これをもう一回きちんと答弁いただきたいのと、29年度のこのような問題に対して、前市長がどんな対応をとる考えで、実際にどんな対応をしてきたのかというのをお知らせしていただきたいのですが、いかがですか。

## ○（財政）財政課長

まず収支改善につきましては、先ほど主幹から、例えばふるさと納税の関係とか遊休資産の売却の部分について説明させていただきましたけれども、収支改善につきましては、あくまでも中期財政収支見通しは予算ベースで作成しておりますので、結果的に事務事業の執行段階における不用額等も発生してきますので、決算ベースにおいては、例えば今回の平成29年度決算につきましても、全体として不用額は約17億円ほどございますけれども、その中から特定財源等を差し引きますと、10億円にいかないまでも、やはり9億円近い一般財源というのが、そこで捻出されるような形になっております。あくまでも決算ベースです。

ですから、それらの日ごろからの事務事業の改善、見直しの部分も含めて、何とか収支改善目標の達成に向けて、私たちとしても努力していったような経緯がございます。

続きまして、当時の市長の財政運営ということですね。

（「実際どのような対応を考えてしてきたのか」と呼ぶ者あり）

今回の29年度決算総体としてお話しさせていただきますと、まず地方交付税の部分については、毎年少しずつ減少しているような傾向がございます。そして、18年度から毎年借入れもできておりました退職手当債につきましても、28年度にたしか3億1,360万円借入れしていたのですけれども、29年度については、その効果額は発生しないということで、その部分が出ておりません。この部分の一般財源が減少するような傾向になっております。

歳入は、主なものはその2点ですけれども、そのほかに主幹からも説明させていただきました人件費や扶助費などの義務的経費の割合につきましても、歳出全体の予算に占める割合が若干ふえてきております。そのように、財政状況が厳しい状況というのは、当時の市長も認識していたと思うのですが、実際、私たちがお話とかさせていただく機会におきましては、例えば歳出においては、事務事業の見直しをもっと進めていくようにとか、歳入増加策の部分につきましては、先ほども説明がありましたとおり、ふるさと納税の拡充とか、あとクラウドファンディングを含めて、そういうようなお話とかもされておりました。

ただ、もともと予算編成をするに当たっては、やはり予算につきましては、歳入に見合った歳出というのが基本的にどうか、これが進めていかなければいけない事項になりますので、限りある財源を効果的に分配して予算編成というのは行っていく必要がございます。

ただし、当時の市長も人口減少対策などの新たな事業にも着手する必要がありまして、結果的に歳入に見合った歳出の削減とはならなかったことにより、現在、2年連続で、例えば、実質単年度収支も赤字になるなど、厳しい

状況になっているものという認識はございます。

**○中村（吉宏）委員**

今の答弁で見えたことは、新しいこともしようとしなかったということで了解はしました。我々からは歳入増加策でいろいろな提言もしている中、それも採用されなかった。それが平成29年度だということで我々は認識しております。

**○委員長**

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

**○委員長**

公明党に移します。

---

**○齊藤委員**

10月22日の続きを質問させていただきます。

**◎ふれあいバスについて**

平成29年度のふれあいバス事業の市負担分の支出についてですが、小樽市契約規則違反及び小樽市財務会計規則違反があったという件について伺いたいと思います。

契約規則については、第17条第1項、さらに省略できる要件に該当しないものを省略したという意味で、第18条にも違反すると。それから、財務会計規則については第59条第1号に違反するということが確認されたわけです。

当該支出の支出負担行為の決裁者及び支出負担行為の節の区分が扶助費であることの根拠、それから、節の区分が扶助費である支出負担行為に必要な主な書類に契約書が含まれていない理由。それからもう1点、節の区分が扶助費である支出負担行為に必要な主な書類として、新たに契約書を加えることの可否についての見解をお示しいたきたいと思います。

**○（福祉）地域福祉課長**

まず、当該支出負担行為の決裁者につきましては、協定書の異例のケースと判断しましたので、小樽市事務専決規程により専決者の上司である副市長まで決裁を行いました。

次に、予算科目の扶助費であることの根拠ですけれども、これにつきましては利用者のバス運賃を市が負担して、バス事業者の運行を依頼するという形で、利用者に対して間接補助しているという考え方が根拠になります。

**○会計課長**

私からは、財務会計規則上で必要な書類に契約書が含まれていない理由について、まずお答えいたします。

予算科目におきまして、扶助費につきましては生活保護費、児童手当、障害をお持ちの方に対する日常生活用具給付費など、社会保障制度の一環として生活困窮者や高齢者等の福祉向上を図る目的で支出する経費であるとされております。これらの経費につきましては、一般的には受給者からの申請に基づきまして、小樽市が申請内容の審査を行い、申請者に結果を通知する流れとなっておりますことから、契約書の作成を必要としておりません。そのため、小樽市財務会計規則におきましては、支出負担行為に必要な主な書類として契約書を定めていないものでございます。

続きまして、必要な書類に新たに契約書を加えてはどうかということでございますけれども、先ほどの説明でもお話ししましたが、扶助費におきましては一般的に契約書の作成を要してございませんので、財務会計規則別表第1における支出負担行為に必要な主な書類の扶助費の欄に契約書を加えることは難しいものと考えてございます。

○齊藤委員

だから、一般的に扶助費には契約書はないのです。だけれども今回の場合のような問題が起きたら、契約書の添付という、それが必要な書類としてあれば、今回のような違反の問題は起きなかった可能性が高いわけです。ですから、今のような答弁になるのであれば、逆に節の区分が扶助費であっていいのかと。本当に扶助費なのかということが逆に問題になるわけです。

要するに、今回の問題、再発防止にもかかわりますが、何らかの工夫で節の区分が扶助費であるような支出負担行為においても、必要な書類として契約がある場合には契約書を加えるということも検討する必要があるのではないのかと。そうでなかったら、また同じようなことが起きる、めったにないと思いますよ、こんなこと。ないと思いますけれども、それをしっかり防ぐためには、そういうことも考えなければならぬのではないのですかという、そういうことなのですが。

○会計課長

先ほど説明させていただきましたけれども、財務会計規則に支出負担行為に必要な主な書類の扶助費の欄に契約書を加えることは困難であると考えておりますので、ふれあいバス事業の予算科目を、例えば扶助費から委託料ですとか他の科目に変更することも含めまして、適正な事業の執行が行われるように研究し、再発防止に結びつけていく必要があるのではないかというふうに考えてございます。

○齊藤委員

むしろそうですね。そういう逆の方向でもいいですから、再発防止の検討をお願いしたいと思います。

話を支出が有効か無効かというところに戻したいと思うのですが、10月22日の答弁で、形式的な不備はあるが支払い義務は発生していたというような答弁だったわけですが、支払い義務が発生していたというのはわかります。それはわかりますけれども、形式的な不備どころではないのです。前市長の森井さんは、毎年度、協定書を交わしているということすら知らなかったのです。知らないで、この委員会ですべて言ってしまったのです。そういう最低限の管理者としての注意義務、それもない。そういう市長のもとで、そういう注意義務を怠った中で発生した今回の重大かつ明白な瑕疵のある行政行為なのです、今回の件は。

とてもではないけれども、その形式的な不備と一言言って片づけられるような問題ではないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○（福祉）次長

形式的な不備は単に協定書が締結できなかった、できていなかっただけというふうに捉えているわけではございませんで、事業費を支出するために協定書の締結が必要であったということは十分認識しておりましたし、そのために協議を継続していたところでございます。

原部としては、バス事業者との協議が調わず、年度当初に協定書が交わせなかったために、締結までの間、事務専決規程の特例によって支払うことが可能と判断してしまったものでございまして、協定書の締結がないままに支出をしていたことについては、規則に違反していたということになりますので、不適切だったと思い反省しているところでございます。

○齊藤委員

非常に不十分な答弁だと思います。その程度のことと言わけていいですか、それで話が片づく問題ではないのです。行政の立場として、行政を行う立場として、そういう自分勝手な判断というか、それが許されたのですか、本当に。できると思ったみたいなことでしたけれども、それは本当にそういう言い方でいいのでしょうか。

○（福祉）次長

当時はといいますか、平成29年度当初においては、協定書が締結できておりませんでしたので、支出するために事務専決規程によって支払いをするということを判断していたのですが、それが結果的に誤りであったということ

になりますので、その辺については不適切であったというふうに思っております。

**○齊藤委員**

本来に行政としての緩みですよ。全然、行政という感覚がないというか、遵法精神というか、法律、法令は守るのだという厳格さに欠ける、まことに残念な、小樽市がそういう行政をやってしまったということは、私としては本当に許せない思いでいっぱいです。

行政行為としての瑕疵が明白かつ重大だと、私は明白かつ重大だと、今回の件は思うのですが、それは誰が、どのようにして判断をするのでしょうか。

**○（総務）総務課長**

結論から申し上げますと、最終的には裁判所ということになるかと思えます。重大かつ明白な瑕疵があるかどうかということは、無効の成立要件として初めて争点になってくるものですので、そのような段階になったときに司法の場において判断されるものというふうに考えます。

**○齊藤委員**

その前提がいろいろあるのではないですか。要は住民監査請求があつて云々、行政訴訟が提起されて云々、その段階で裁判所という判断でしょうけれども、その前段階として行政庁としての小樽市は、誰が、どういうふうに判断するのですか。

**○（総務）総務課長**

支払いそのものに関しては、当初、適正なものとして支払ったということになります。その段階では、重大かつ明白な瑕疵かどうかということは、そこまで判断をするという段階には至っていないわけです。重大かつ明白な瑕疵というのは無効という訴えがあつて、そこで初めて争点になってくるものだと思うのです。

ですので、重大かつ明白な瑕疵があるかどうかというのは、明確に判断しているという段階ではないと考えます。

（「大丈夫か、それ」と呼ぶ者あり）

**○委員長**

答弁がかみ合っていないように思えます。質問の趣旨としては、今までの質問からいくと、事務専決規程を用いて出金をしたと。そこを用いるということ判断したのは一体誰なのかという、多分そういう質問の趣旨だったと思うのです。それで、これは用いることができない規程だという判断もしなかったという、それは最終的に誰がこれを使ってもいいよと言って判断をしたのだということだと。

そのプロセスの中で、順番に誰かが判断した。誰かが事務専決規程が使えるのではないかという発想をした。その上の上司の方が、それはいいのではないか、最終的にいいのではないかということで、これを用いて出金をしたと。では、それはどういうプロセスでいったのですかという、そういう具体的な話を多分、齊藤委員はお聞きになっていると思うのですが、いかがですか。

**○会計管理者**

出金の最終判断は、会計管理者である私がいたします。昨年、この事業につきましては、福祉部から4月に報告があつたわけでありまして、その時点では中央バスとの協定書が締結されないまま事業がスタートしている。例年ですと、当然、協定書が締結された上で事業がスタートするわけですから、私としましても大変異常な状態だという認識はありましたけれども、同時に口頭での合意がされている。そういったこともありましたので、異常な状態とは認識していましたが、私のその時点では、この協定書がいわゆる法令でいうところの契約書であるとの認識はありませんでした。

その後、事業が実質的にスタートし、協定が締結されないまま、中央バスからは口頭で合意した内容に基づきまして、その負担割合で請求書が会社の代表者名で送られてきたということもありまして、形式的な要件が調っていることから、支払いを行ってきたわけでありまして、

その当時の私の判断としましては、この事業は行政と交通事業者との信頼関係から成り立っている事業との認識がありましたし、中央バスというのは本市において観光振興のみならず経済振興、そしてまた、公共交通機関として市民の利便性の確保という大変重要な役割を担っている企業という認識がありました。

ただ、その中央バスとの信頼関係が損なわれている、こういう事態は今までなかったわけですし、やはり、あつてはならないという思いはありました。会計管理者としましては最終的に支出命令を拒むということもできるわけではありますが、仮に支払いを行わなかった場合、昨年度のふれあいバス事業が途中で頓挫し、その結果、バス事業者のみならず利用されている多くの市民の方々に大変な迷惑をかけてしまう。そういった思いもありましたので支払いを行ってきたということでもあります。

しかしながら、委員から御指摘のありますとおり、契約規則、財務会計規則に違反しているという瑕疵ある行政行為を行ったわけでありまして、この点につきましては、私を初めとした関係職員の法令解釈に対するやはり認識不足があったものと反省もしておりますし、大変申しわけなく思っております。

今後につきましては、二度とこのようなことがないように、法令解釈につきましては慎重な判断を行った上で、適切に事業運営を行ってまいりたいと思っておりますので、どうか御理解いただければと思います。

#### ○齊藤委員

私としては、行政行為としての瑕疵が重大かつ明白であるという考えに変わりはないのですが、まず話を進めまして、この平成29年度の協定書は締結される前の、二重三重に法令に違反するこの不適切な支出に当たる金額は何月分から何月分で、実際に具体的に幾らになるのか。資料要求で一覧を出していただいていますので、その表を使って具体的にお示しいただきたいと思えます。

#### ○（福祉）地域福祉課長

まず金額につきましては5,802万7,550円になります。この金額の中身ですが、協定書では事業費の請求というのは、原則当月分を翌月10日までに払い、20日までに支払うことになっております。そこで、この平成29年9月分の事業費についてですけれども、これについては本来であれば10月10日までに払われるものでありますが、この時期、補正予算案を上程していたため、中央バスと協議し、9月分の請求と支払い、これを少し待っていただきました。10月30日に中央バスと協定締結後、速やかに9月分の請求書を提出していただき、9月分を11月2日に支出いたしました。

表でいくと、一番左側の欄の中央バス、市支払い額というところの欄になります。したがって、協定が締結されない状態で支払いを行ったのは、この表でいくと平成29年4月から8月までの期間の中央バスに対する、先ほど言いました金額となります。

#### ○齊藤委員

ということで、その不適切な支出は5,802万7,550円ということによろしいですね。

#### ○（福祉）地域福祉課長

そうです。

#### ○齊藤委員

この項最後にまとめて伺いますが、このような法令、規則違反が行われて、前代未聞の違法な財務会計行為がこの小樽市で行われてしまったわけですが、このことについて小樽市としてどのように受けとめ、お考えになっているか、現時点で。

そしてまた、今後の、先ほども少し触れましたが再発防止対策、どのような再発防止をするのか。

それから、支払われてしまった今の5,802万7,550円、これについての有効無効について、先ほど少し答弁があったのですが、有効無効について、改めてしっかりと見解をお願いしたいと思います。これについては相手があることですから曖昧な状態にしておくわけにはいきませんので、有効なのか無効なのか、しっかりと市としての見解をお

示しいただきたいと思いをします。

#### ○会計管理者

まず、現在、市としての判断といいますか、先ほど答弁させていただきましたけれども、やはり私どもの事業にかかわった者の法令解釈、この認識不足に尽きるのかと思います。その点につきましては、大変反省もしておりますし、今後は十分な法令解釈を判断しながら、適切な執行に務めてまいりたいと思っております。

また、先ほど予算科目の関連につきましては、会計課長からも答弁いたしましたが、確かにふれあいパス事業のスタートから今まで事業内容が変遷してきておりますので、扶助費でスタートをしたものの、今の現実的な内容にそぐわない面もありますことから、関係部署とどういった形で行うのが、そして、何より今後このようなことが起きないために、どのような書類が必要なのか、それらも含めて十分研究させていただきたいと思っております。

また、金額の有効性につきましては、昨年、顧問弁護士からは、協定書がないという書類上、形式的な不備というお言葉がございましたが、形式的な不備ではあるけれども、事業が実施され口頭で合意されていること、そして、市に債務が発生している、そのことから支払った行為、金額自体は無効とはならないし、取り消しの対象とはならないという見解をいただいております。

市といたしましても、協定書が締結されないまま事業を行ったという行政上の瑕疵はございますが、口頭で合意した内容で事業を実施し、市にはその支払い義務が生じているという現実がございますので、支払った行為、金額自体は有効なものと判断させていただいておりますので、この点につきましても何とぞ御理解いただければと思います。

#### ○斉藤委員

中央バスに対して支払った金額については、小樽市としての違法性は十分規則違反があるわけですが、その支払った金額については無効とはならないということは、今答弁を聞いて理解いたしました。

ただ、違法性、違法な行政行為を行ったということについては、あくまでも小樽市として厳格に厳しく受けとめて、二度とこのような違法な行政行為を行わないということに務めていただきたいと強く申し上げておきます。

#### ◎財政について

財政について伺います。

決算の収支についてですけれども、平成29年度実質収支2億2,100万円の黒字ということで、22年度から8年連続の黒字ということですが、その黒字幅は28年度6億6,300万円、これをさらに下回りまして、27年度には19億2,200万円の实質収支だったわけですが、その黒字が今回のように減少した理由についてお示しいただきたいと思いをします。

#### ○（財政）財政課長

実質収支の金額が減少している、黒字幅が減少している理由につきましては、まず平成27年度につきましては、26年4月1日に消費税率が引き上げになったことによりまして、地方消費税交付金が前年度と比べまして、約10億3,000万円、この年はふえております。この10億3,000万円がふえたことが27年度の実質収支を大きく引き上げた要因であると考えております。

また、28年度との比較につきましては、地方交付税が毎年減少している点や、あと退職手当債の借り入れの部分につきまして、29年度は、その分、借り入れができずに、前年度の28年度と比べまして約3億1,400万円、退職手当債の部分でこれが皆減しておりますので、それが黒字幅を減少させた要因であると考えております。

#### ○斉藤委員

単年度収支、前年の実質収支を当年度の実質収支から差し引いた単年度収支は、当然のことながら平成29年度は4億4,000万円以上の赤字となったわけでありまして、単年度収支にさらにこの財政調整基金の積み立て、取り崩しを考慮した実質単年度収支は、28年度が約3億円ですけれども、2億9,800万円の赤字。29年度はさらに広がって4億1,000万円の赤字と。赤字幅がいよいよどんどん開いているということですが、この赤字幅が拡大した原因について

お示してください。

○（財政）財政課長

実質単年度収支のマイナス幅が拡大した部分につきましては、平成28年度決算と29年度決算を比較した場合に、まず一つに、歳入につきましては、地方消費税交付金が29年度は増加しております、約1億800万円。そのほかに市税についても約6,300万円、歳入で一部増加している部分がございますが、地方交付税が実質的な交付税、普通交付税と臨時財政対策債の合わせた分というのが、大体1億3,900万円ほど減少しております。歳入については、そこでほぼ相殺されてしまう形になるのですが、今度、歳出におきまして、例えばで、除雪費で事業費ベースなのですが約1億2,700万円ふえてきたりとか、公債費につきましても約2億4,200万円増額になった部分がございますので、そのような状況もありまして、トータルで実質単年度収支の赤字幅が拡大したものと考えております。

○齊藤委員

最後にしますけれども、このままでは中期財政収支見通しで言っている平成32年度を待たずに、財政調整基金が枯渇するという事態も杞憂とは言えないというふうに考えます。実質単年度収支の今後の推移の見通し及び財政調整基金残高の今後の見通しについてお示しいただきたいと思います。

本当は、財政健全化プラン等についても具体的にお聞きしたいのですけれども、決算ですのでそれは第4回定例会に回すことにしますので、実質単年度収支の見通し、それから財政調整基金残高の今後の見通し、これについてお示しいただきたいと思います。

○（財政）津川主幹

本市の地方交付税が年々減少傾向にありまして、今年度におきましても普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税が当初予算で計上した額より減少するなど、財政状況は非常に厳しいものと思っております。

現在、財政部において財政健全化に向けたプランの策定作業に着手しておりまして、今後の収支の見通しや財政状況の改善に向けた取り組みについて、現在各部と協議を進めているところであります。

実質単年度収支及び財政調整基金の見通しなどにつきましては、新年度予算編成の前に、そのプランの中でお示しできるように作業を進めておりますので、その結果を踏まえてお示ししたいと考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時59分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○高野委員

◎住宅エコリフォーム助成事業について

先日、松田委員も質問しておりましたが、住宅エコリフォーム助成について質問したいと思います。

住宅リフォーム事業を行っていた平成24年度から27年度は100件を超えていた事業が、住宅エコリフォーム助成事業にかわってから利用件数が29年度も1桁となっています。この間、住宅エコリフォーム助成とは別に住宅リフォーム助成事業を行う考えはなかったのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

平成24年度から3年間限定の事業として、住宅リフォーム助成制度を実施しましたが、これはリフォーム全般を助成対象としているため、市の単独費として多額の財政負担が必要でありました。そこで、28年度からはその後継として、助成対象を断熱改修や省エネ型設備機器の設置など、環境負荷を低減するものとして、また国から交付金を受けられる恒久的な助成制度として現在の住宅エコリフォーム助成制度を実施しているところです。

そのようなことがありまして、以前の住宅リフォーム助成制度を現在続けるという考えはございませんでした。

○高野委員

そういうことだったのでしょうが、先ほど中村吉宏委員からも質問がありましたけれども、平成28年度に空き家に関するアンケート調査を行っています。空き家管理や活用などを促す対策について、解体費用の助成の次にリフォーム助成の回答が多くアンケートでも寄せられています。その結果を受けても、やはり別な事業をしようですとか、この住宅リフォーム助成をしようという考えや議論というのはなかったのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

住宅リフォーム助成制度は市の単独費ですので、小樽市の財政負担のことを考えますと、どうしても国からの交付金を利用できる助成制度でやっていこうと考えております。よって、まずは現在実施している住宅エコリフォーム助成制度を多くの方に利用していただくよう、制度の中で変更できるものはないかなど、研究していきたいと考えております。

○高野委員

住宅エコリフォーム助成制度を拡充したけれども、実際には平成29年度もなかなか件数が少ないということがやはりありました。リフォーム助成も他市でもいろいろなことをやっていたりもしますので、本市の25年度の調査でも、全国と比べても本市は空き家率が高いことがわかっているので、空き家をふやさず利用促進にもつながり、経済効果も期待される住宅リフォーム助成についても、今後はぜひ考えていただきたいと思います。

◎不登校児童生徒支援事業について

次に、不登校児童生徒支援事業について、もう少しお聞きしたいので質問したいと思います。

平成28年度から事業に取り組んだ成果についてお聞きしたいのですけれども、教育支援コーディネーターが学校に訪問して、登校児童について協議をした人数や、登校支援室の通級児童・生徒のうち、新年度から学級、学校復帰した割合についてお知らせください。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

教育支援コーディネーターが、不登校やその傾向にある児童・生徒の状況や支援のあり方について、まず学校と協議した児童・生徒の人数につきましては、平成27年度は29名でしたが、コーディネーターが配置された28年度は94名、29年度は237名と増加しております。

また、27年度の通級生が翌年度の28年度に学校復帰した割合は0%でしたが、コーディネーターが配置された28年度の通級生は29年度の4月から学校復帰した割合は25%、29年度の通級生が30年度の4月から学校復帰した割合は35%となっており、コーディネーターが学校や家庭と連携しながら、粘り強くきめ細かな指導を継続してきた成果であると考えております。

○高野委員

今お話があったように、学校復帰している児童・生徒もふえているということです。それで外に出ることも困難な子供に対しての支援が家庭訪問や、学校とも協議して子供一人一人に対してきめ細かい支援が行われることによって、結果的に学校に復帰した割合も高くなっているのだと考えるのですが、このような成果があったにもかかわらず、平成28年度は道委託金がかからず、29年度は市の独自の負担となっているのですけれども、それはなぜなのでしょう。

○(教育)学校教育支援室大山主幹

本事業が平成29年度に不採択になったわけですが、この理由につきましては、道教委から全国からの応募が多く、審査委員会の判断により、国としてより多くの市町村に広げていきたいなどの理由により、不採択になったと聞いております。

○高野委員

全国からもいろいろ応募があつて、それで国は採択されなかったということだったと思うのですが、道として、こういうふうにはやはり小樽市としてのこういう事業として、実際に成果があるのだから、一部負担していただけのように、この間、北海道に対して申請がおりなかった他市と一緒に働きかけというのは、この間に行われてきたのでしょうか。

○(教育)学校教育支援室大山主幹

平成28年度に本事業を実施したのは、本市のほかには石狩市、岩見沢市、それから苫小牧市だったのですが、29年度は北海道が不採択になったということで、先ほどの石狩市、岩見沢市、苫小牧市にもどのような状況かということで聞いたところ、単費でやるので特に要望はしないというような御回答だったものですから、小樽市としましては、やはり本事業は非常に大切な施策であると考えておりますので、小樽市から北海道都市教育委員会連絡協議会を通じて、31年度の文教施策に対する要望として、北海道教育委員会に人的配置などの予算措置を求めているところでございます。

○高野委員

国が採択しなかったとしても、この事業はそもそも道が国に申請してきた事業なので、道が一切負担しないというのも、本当に疑問だと思うのですが、今後も、今要請しているということもお聞きしましたので、ぜひ子供たちのためにも引き続き支援をお願いしたいと思います。

◎新幹線トンネルの掘削による建設残土について

次に、平成29年度の新幹線トンネルの掘削による建設残土について質問します。後志トンネル、手稲トンネルについて、重金属含有量等の基準値を超えていることがわかっています。しかし、市は重金属の種類等が鉄道建設・運輸施設整備支援機構が公表していないから不明と答えていました。なぜ成分がしっかり公表されていないのに、新幹線建設残土受け入れを決めたのでしょうか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

建設残土についての鉄道・運輸機構の公表についてでございますけれども、本年、朝里川温泉地区と塩谷地区で工事がこれから始まるということで、地域に説明会を鉄道・運輸機構で行っており、重金属の種類、それから基準値を超過した数値につきましては、説明会の中で鉄道・運輸機構から説明はなされてございます。

土については、全てではないですが、後志トンネルの部分と、それから札幌寄りの札幌トンネルというトンネルがあるのでございますけれども、事前ボーリング調査の結果から、一部、重金属が超過する可能性があるということで、機構から聞いておりますので、そういった説明を踏まえた形で、今も工事に対して進みつつあるのかなというふうに認識してございます。

○高野委員

昨年、機構が行った塩谷地域の説明会では、掘削土受け入れ予定として説明しているにもかかわらず、説明会によっては資料にも載せず、今年度中に工事を発注したいと言いながら、参加者市民からどこのトンネルの土を運ぶか聞いても、どこのトンネルの土かも、量も決まっていないと言い、川に有害物質が流れているのか心配の声や疑問があつても、まだ決まっていない、地質なども検討していくというような回答でした。トンネル掘削を進めたいがために掘削土搬入の場所だけを決めているという、やはりそういう姿勢があつたのではないかと思います。その点はどのようにお考えですか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

昨年度の説明会の段階では、まだ処分地の候補地の事前の調査が済んでいないということもありましたので、説明会の際には鉄道・運輸機構から、しっかりとしたお答えは確かななされておられませんでした。

ただ、その後の説明会、日にちは今手元にございませぬけれども、ことしに入ってから説明会の中では、先ほど申したとおり超過している自然由来の重金属の数値ですとか、それから運ばれてくる、例えば塩谷で説明されたときには、基本的には塩谷から出てくる土地で今考えているという部分も説明させていただいておりますので、今、委員のおっしゃられた部分からは、かなり内容的には進んできているというふうには認識してございます。

○高野委員

内容が進んできているというふうな話だったのですけれども、そもそも市民からのそういういろいろな疑問があったから、やっとなら鉄道・運輸機構も説明書を出したというのが本当なのですか。

それで、市は昨年の議会答弁でも、残土条例の制定はしないというような、求めないというような答弁でした。他市で行っている有害物質の運び込みがないかの調査はするというような答弁があったのですけれども、この間、そういう調査、他市の状況を調査したりはされたのでしょうか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

残土条例については、昨年の議会の中で現在市として考えていないし、北海道にも求める考えはないということだと思っておりますのですけれども、その他の市の部分、小樽市以外の話というのも、今少しなされていたかと思っておりますが、基本的に小樽市内、鉄道・運輸機構の基本的な考え方としては、その自治体で発生した土は、なるべく遠くに持っていかえって運搬に時間がかかってしまいますので、基本的に自治体の中で処分したいというのがベースにあるのだと思っております。

ただ、小樽市の場合、昨年の時点で発生土の行き先が決まっておられませんでしたので、現在、掘削しています朝里トンネルでは札幌に持っていかれているという部分もございますが、今後進めていく中では、やはりなるべく運搬の経路というのは短いほうが理想的ですので、そういった形で地域の方にお話をし、御理解をいただくような形で説明を鉄道・運輸機構で行っているところというふうには認識してございます。

○高野委員

調査が行われていなかったということだったのだらうと思っております。前市長は、対策が必要なときは鉄道・運輸機構が環境保全にかかわる措置をするから問題ないと言われていましたけれども、基準値が不明でも受け入れ先の情報は随時鉄道・運輸機構に提供するというのは、市の対応としてやはり無責任なかなというふうには思っております。

何か問題があったときにやはり市民の方に被害があらわれる、そういうことは全く考えていなかったのでしょうか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

先ほど申し上げましたとおり、昨年の段階でははっきりしていなかった部分、ここのトンネルからは出る可能性がある、ここのトンネルは出ない可能性が高いというような部分でお聞きしていた段階でしたけれども、今年度に入って調査、鉄道・運輸機構でも進んでまいりまして、事前のボーリング調査の結果については、先ほど申し上げたとおり、関係する地域の方々に対しては物質名ですとか数値をお示した形で、こういったものを処分していくのだということ前提での説明を行ってきておりますので、そういった部分、各自治体から求めてきた部分もありますし、機構から自主的に行ってきた部分もありますので、そういったものは引き続き我々も機構との打ち合わせの中で求めていきたいなというふうには考えてございます。

○高野委員

ことしからはきちんと説明があったという話だったのですけれども、だから昨年はきちんとはっきり土の成分など、そういうものを公表していなかったにもかかわらず、市としても土の受け入れを、どなたか受け入れる方はい

ませんかということ募集していたわけですよ。それがやはり問題だったのではないかと思うのです。

この間、我が党もいろいろ質問等もしてまいりました。やはり新幹線が通るからと、在来線廃止を進めて新幹線の赤字が数億円と言われている中、さらに山を削って環境破壊や住みなれた住民の立ち退きをしてまで新幹線にお金をかけるよりも、土砂崩れや対策、自然災害に強いまちづくりにお金をかけるほうが現実的で市民のためになると主張して、私の質問を終わらせていただきます。

---

#### ○小貫委員

##### ◎駐車場調査、小樽駅前周辺地区交通量調査について

まず、駐車場調査、小樽駅前周辺地区交通量調査についてお聞きします。

これは平成29年第1回定例会の本会議で唐突感が否めないということで質問をしたのですが、そのときのなぜ実施するのかについての当時の市長の答弁を述べてください。

#### ○（建設）都市計画課長

当時の市長答弁につきましては、「平成28年第2回定例会において、私の公約の進捗状況と今後の課題についての御質問があり、その中で駅前広場の再整備や中心市街地への市営住宅建設等、いまだ進捗していないものについては多くの課題があることから、これらを一つずつ乗り越え、実現したいと答弁しており、公約実現に向けた課題を整理検討するための基礎資料として行うものであります。」と述べております。

#### ○小貫委員

答弁と駐車場調査との関係がよくわからない答弁だったので、この平成28年第2回定例会で質問があったのだと。これは、誰の、どのような質問だったのか、紹介してください。

#### ○（建設）都市計画課長

答弁に関しては、公明党千葉議員の平成28年第2回定例会、会派代表質問でございまして、要旨としましては、「「森井市政1年」を振り返ってと職員人事について」でありまして、質問といたしましては、「市長は、この1年、公約実現に向け取り組まれてきましたが、進捗状況について御自身の評価と今後の課題についてお聞かせ願います。」と質問されております。

#### ○小貫委員

その質問の中で、この二つの事業を、千葉議員からやるようにみたいな質問があったのでしょうか。

#### ○（建設）都市計画課長

千葉議員の再質問、再々質問とも触れてはいらっしゃいませんでした。

#### ○小貫委員

冒頭の市長答弁は、議会でこの二つの事業について説明してきたかという質問に対しての答弁なのです。全然今言ったように、説明しているとは言えない事業だから唐突感が否めないというふうに言っているのです。

それで、公約実現に向けた課題の整理と検討というのは、具体的にはどの公約についての課題の整理と検討なのでしょうか。

#### ○（建設）都市計画課長

基本は駅前広場の再整備と中心市街地の市営住宅建設、そういった部分になります。

#### ○小貫委員

駅前広場の再整備ということで、交通量調査を行うというのは何となくわかるのですが、中心市街地への市営住宅建設で、何でこの二つの調査が必要なのかというのはよくわからないのですが、まずそれは少し置いておいて、交通量調査について調査結果を説明してください。

○（建設）角澤主幹

まず交通量調査の概要でございますけれども、概要といたしましては、小樽駅前の交差点を含めた 5 カ所の交差点で、車両と歩行者の交通量調査を行っております。調査は休日と平日の各 1 日ずつの調査という形で、平成 29 年 9 月 24 日の日曜日、それから 28 日木曜日の 2 日間で、午前 7 時から午後 7 時までの 12 時間で調査を実施しております。

主な調査結果といたしまして、交通量の多いほうから三つ説明いたしますが、まず自動車交通量につきましては、1 番多いのが平日の国道 5 号の小樽駅前交差点から札幌方面への区間ということで約 1 万 7,000 台、2 番目が、平日の国道 5 号の小樽駅前交差点から余市方面への区間ということで約 1 万 6,000 台、3 番目が休日の国道 5 号の小樽駅前交差点から札幌方面への区間、約 1 万 5,000 台という結果が出ております。

また、歩行者に関しましては、1 番、2 番ともになるのですが、平日、休日のそれぞれ小樽駅前の交差点、その中でも、国道を横断する札幌側の横断歩道の横断者ということで、いずれも約 8,700 人。

それから、3 番目としましては、平日の市道中央通線と市道浅草線の交差点、いわゆる小樽駅前を一つ下、海のほうにおいた交差点になりますけれども、この交差点での花園側の横断歩道の横断者、約 5,800 人という形で結果が出ております。

○小貫委員

それで、今、国道の調査をやったという話ですが、過去に小樽市が道路管理者でない国道の交通量調査をした年、そして目的を述べてください。

○（建設）角澤主幹

過去 5 年におきまして、市で実施した国道に関係する交通量調査がないかということで調査してみましたけれども、実施したという状況につきましては、確認できませんでした。

○小貫委員

そうだと思うのです。道路管理者は国なのだから、本来、調査する責任というのは国にあるし、信号機が必要だということのだったら公安委員会になるのかもしれないけれども、いずれにせよ、小樽市がやるような事業ではなかったのではないのかというのが、私の疑問です。

それで、そういう調査結果を今述べていただいたのですが、これをどうやって今後使おうとしているのか、述べてください。

○（建設）角澤主幹

この業務の成果を受けまして、今後は小樽駅前周辺地区におきます交通環境の改善の取り組みに向けたものを現在、検討している状況でございます。

○小貫委員

もう少し歯切れよく言ったほうがいいと思うのです。森井市長の公約で駅前広場の再整備のために必要だからやったのだと。それをやって何をしたかったのかということと同時に、それを結びつけて答えていただかないと答えになっていないと思います。

○（建設）角澤主幹

小樽駅前の交差点も含めまして、小樽駅前の交通環境の改善ということで、例えば、歩車分離式信号システム、こういったものの導入ができないかということで、そういった関係機関と協議するために、ここの交通量の結果だけではなくて、五つの交差点を相対的に調査し、解析をするということを目的に行っているものでございます。

○小貫委員

そうすると、ますます今やる必要があるのかというのが。結局、それに調査結果を持っていったところで、余市の自動車道ができましたと。そうしたら、もう交通量は圧倒的に変わるわけですよ。そうなったら、せっかく調査

した結果も、国は相手にしてくれないということになってしまうのではないかと思いますので、今の結果について、議会にはどのように報告したのでしょうか。

○（建設）角澤主幹

こちらの成果につきましては、基礎資料とするものという観点でございましたから、そういったことで実施した調査でありましたので、特に議会報告は行っておりませんでした。今後につきましては、こうした調査についても報告させていただきたいと考えております。

○小貫委員

事業が終わって、決算が終わってから報告されても困るのですけれども、次に、駐車場の調査に移りますが、この調査結果を同じように示してください。

○（建設）都市計画課長

調査結果について説明をさせていただきます。

今回の主な調査結果といたしましては、今回の調査では、調査範囲を J R 小樽駅を含む駅周辺地区、小樽運河周辺の運河周辺地区、そして J R 南小樽駅や小樽協会病院などを含みますその他地区の 3 地区に分けて、現況とおおむね 20 年後の将来、平成 47 年の駐車場の需要と供給のバランスを分析しております。

まず、時間貸しの一般駐車場の結果といたしましては、駅周辺と運河周辺地区につきましては、現況、将来ともに供給不足はないという形でございました。そして、その他地区につきましては、現況の平日、休日、そして将来の平日は供給不足となりましたけれども、将来の休日は供給不足なしという結果でございました。

また、店舗等の専用の駐車場である専用駐車場、こちらにつきましては、全ての地区において現況、将来ともに供給不足なしという結果になっております。

○小貫委員

それで、駐車場調査というのは、平成 3 年にも行われているのですが、今回は市の単独事業でやっているのですけれども、3 年のときの、これも丸ごと市の持ち出しだったのかどうか聞かせてください。

○（建設）都市計画課長

平成 3 年の調査につきましては、駐車場整備計画の策定を目的とした調査であったため、国から事業費の 3 分の 1、事業費は 600 万円で、200 万円の補助金を受けております。

○小貫委員

やはりこれも、もう少し慎重にやるべきだったのではないかとこのを、今、聞いて思うのです。

それで、今後どのようにこれを生かしていくのか、お答えください。

○（建設）都市計画課長

今後、小樽駅周辺のあり方における基礎資料として活用するとともに、現在策定中の都市計画マスタープランにも当然、この調査を活用できますことから、今後、調査結果をもとに検討を行いまして、今後、駐車場設備の考え方とか方向性について計画に位置づけていきたいと考えております。

○小貫委員

都市計画マスタープランにも活用するという話ですけれども、それであったならば、例えば、駐車場整備地区での分析というのは終わっているのでしょうか。

○（建設）都市計画課長

大変申しわけございません。現在その辺の分析を行っているような状況になっていまして、今のところはまだ結果は出ておりません。

○小貫委員

そうすると、本来、都市計画マスタープランに活用するというのだったならば、都市計画マスタープランに定め

られている駐車場整備計画の分析を真っ先にやる話だと思うのです。だから、あれだけの調査をやれば結果として活用できるというのはわかるのですけれども、やはり、当初の目的とは異なって、都市計画マスタープランに活用するというのではないのでしょうか。

○（建設）都市計画課長

今回の調査につきましては、市長公約であります中心市街地の市営住宅建設の実現に当たって、市営住宅の建設候補地を選定するに当たりまして、都市計画駐車場である稲穂駐車場と駅横駐車場が候補地に挙がっていたという形で、その市営住宅までの建設を含めた今後の小樽駅周辺のまちづくりのあり方を検討するために基礎資料として調査を行っている形になっています。当然、調査結果は都市計画マスタープラン、そういったものにも広く活用していけるような形になっております。

○小貫委員

要は、当初の予算づけとは違うことに使うということだと思うのですけれども、そこで、今、言ったようなことも含めて、駐車場調査について、これもどのように議会で説明してきたのか、答えてください。

○（建設）都市計画課長

今回の調査につきましては、駐車場施策を検討するに当たっての基礎資料という位置づけで私たちも考えておりまして、調査結果やスケジュールについては、大変申しわけございませんけれども、議会で説明していなかった状況になっています。

いずれにしても、今後につきましては、こうした調査についても結果を議会に、調査が終わりましたらすぐに報告させていただきたいと考えております。

○小貫委員

すぐに報告できない事情があったから報告しなかったのだと捉えていますけれども、通常であれば、調査の前に、こういうプランで調査して、この後にこういう事業に使いますと、そういうスケジュールが示されてから行われるのだと思うのです。なぜ、そういうことが行われなかったのか、答弁をお願いします。

○（建設）都市計画課長

今回の調査につきましては、小樽駅周辺のあり方を考える上でのあくまでも基礎資料という形になっておりますので、そういった形でなっております。

○小貫委員

問題だということがわかりましたので、次に行きます。

◎石狩湾新港について

石狩湾新港の関係についてですが、石狩湾新港の北防波堤の当初の予算額と決算額の5年間の推移を示してください。

○（総務）企画政策室小川主幹

北防波堤工事の過去5年の当初予算と決算額につきましては、当初予算、決算額の順番で説明いたします。

平成25年度は9億円、7億2,800万円。26年度は22億円、7億8,900万円。27年度は20億円、7億500万円。28年度は20億円、7億900万円。29年度は12億8,000万円、ゼロ円でありました。

○小貫委員

平成29年度の決算額はゼロ円ということですが、このことに対しての市の見解を示してください。

○（総務）企画政策室小川主幹

北防波堤の工事に予算がつかなかったことにつきましては、まず、予算要求において必要な予算として北防波堤と航路しゅんせつに20億円を計上しておりましたが、予算配分の結果、船舶の航行や荷役に支障が生じることは問題であると判断しまして、船舶の航行の安全ということで航路しゅんせつを優先したものと認識しております。

(「いや、そのことへの市の見解。優先させたことっていうまではわかったんですよ」と呼ぶ者あり)

○(総務) 企画政策室長

予算要求におきましては、石狩湾新港管理組合として事業の進捗を図る上で必要な額を計上したものでございますが、予算配分につきましては、国において社会情勢ですとか、財政状況などを勘案した上でなされたものというふうに認識しております。

○小貫委員

次に、西1号岸壁の取扱貨物量のうち、木材チップの割合を示してください。

○(総務) 企画政策室小川主幹

平成29年度の西1号岸壁の木材チップの割合につきましては、チップ船の貨物量は123万9,607トン、その他船舶の貨物量は1万5,047トンとなっております、チップ船の割合は貨物量で98.8%となっております。

○小貫委員

相も変わらず、王子エフテックス株式会社の貨物が大半を占めているということですが、北防波堤延伸の予定事業費と平成29年度までの実施事業費を示してください。

○(総務) 企画政策室小川主幹

予定事業費と平成29年度までの実施事業費につきましては、予定事業費は106億円、29年度までの実施事業費は約42億円となっております。

○小貫委員

それで、このまま工事を続けると、予定事業費の106億円を越す可能性があるのですけれども、これを越した場合、増加した場合、市はどのように判断するのでしょうか。

○(総務) 企画政策室小川主幹

今後の事業費が増加する場合の判断につきましては、現時点では全体事業費の変更については承知しておりませんが、今後、国が事業の再評価を実施する際などに適切に見直すものと考えております。

(「いや、それで増額がというふうになった場合、どうするのですかという話をしてるんです」と呼ぶ者あり)

○(総務) 企画政策室長

今、主幹から答弁いたしましたとおり、現時点では全体事業費についての変更については示されておりませんが、今後、全体事業費の増加が示された場合においては、当然、その内容について詳細をお伺いするなどして、その内容について考えてまいりたいというふうに考えております。

ただ、いずれにしましても、少しでも費用の低減が図られるように、さまざまな検討をしていただけるよう、今後、お話ししていきたいというふうには考えております。

○小貫委員

ガントリークレーンに移します。

平成29年度は、ガントリークレーンの予算もついていただけですけれども、今のガントリークレーンの累計収支について、現状とすることへの認識を示してください。

○(総務) 企画政策室小川主幹

平成29年度の歳入歳出収支につきまして説明させていただきます。

歳入は4,188万4,000円、歳出は7,777万5,000円、単年度収支はマイナス3,589万1,000円、累計はマイナス11億8,581万6,000円の見込みとなっております。29年度以降は起債の償還が終わることから、公債費分が減少し、歳出が抑制されることと、取扱貨物量が近年増加傾向にあることから、収支が改善してくると考えております。

○小貫委員

それで、その次に、2 基体制になるわけですが、この 2 基体制による収支見込みはどうなるのですか。

○（総務）企画政策室小川主幹

2 基目のガントリークレーン設置当初は収支の均衡を図ることが難しいものと考えておりますが、石狩湾新港のコンテナ取扱貨物量は、近年増加傾向であることや、今後の使用料収入の増加が見込まれ、将来的に収支均衡が図られるものと考えております。

○小貫委員

数字で答えてください。

○（総務）企画政策室長

数字でということですが、新しい 2 基目のガントリークレーンが設置されて、その後の収支均衡が図られるまでは、起債償還が終わるまで 17 年くらいは要するかなというふうに考えております。その後、数年で累積についても収支均衡するような形で、今、収支計画が立てられております。

○小貫委員

多分、その収支計画は、荷役機械の使用料以外の使用料も含んでの計画だと思うのですが、問題は、今回、石狩湾新港を、新しく中国航路ができましたけれども、そういうのにも絡んで小樽港への影響が多大な中で、この計画が妥当だと市は考えているのでしょうか。

○（総務）企画政策室小川主幹

収支計画につきましては、管理組合がさまざまな角度から検討を行い、将来見通しを立てて作成したものと認識しております。現時点においては、妥当なものと考えております。

○小貫委員

その将来見込みのものが、港湾計画で小樽港を利用している部分も含めて石狩湾新港で扱うという前提の貨物量ですよ。

○（総務）企画政策室長

今、石狩湾新港では、新規貨物の誘致といいますか、そういったものに努めておりますので、極力、小樽港への影響がないような形で、今後事業を進めていくというようなことも伺っております。

○小貫委員

一番いいのは、2 基目をやめればいいのです。単純な話です。

◎排雪について

それで、排雪についてですが、今回の決算特別委員会で、ほかの会派からも排雪抑制が事実上行われたということが明らかになった今回の決算だったということで、排雪の話は終わりにします。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 43 分

再開 午後 4 時 08 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

## ○高野委員

日本共産党を代表して、2018年度第3回定例会議案第6号ないし議案第19号について、不認定の立場で討論をします。

議案第6号2017年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定についてです。

除排雪に対して、日本共産党は、市民要望に沿った除排雪要望をしてきましたが、実際には排雪抑制が続けられ、市民要望に対応した排雪とはなりませんでした。

新市営室内水泳プールについても調査事業費が計上されていましたが、具体的な進展はありませんでした。

IT関連企業等誘致促進補助金ですが、2,000万円かけて企業進出を促す補助金が計上されていましたが、実際にこの予算が使われることはありませんでした。地場産業発展に寄与することが必要です。

石狩湾新港について、北防波堤延伸は西1号岸壁の静穏度を高めるといいながら、事実上は王子エフテックス株式会社専用岸壁への投資となっています。

住宅エコリフォーム助成制度は、2017年度は9件の申請となっています。かつての住宅リフォーム助成制度への100件前後とは大きな開きがあります。快適な住環境の創出や市内経済の活性化という目的からも住宅リフォーム助成制度の検討をするべきです。

新幹線では、並行在来線の経営分離を前提とする問題だけではなく、新幹線の建設で住みなれた地域を立ち退きしなければいけない問題も出てきており、経済効果もわからない中、このまま推進することになれば、小樽市の負担は最低でも7億円から8億円、そのほかに新駅に駐車場、案内表示などを設置すれば、さらに膨大な負担額となります。

また、後志トンネル、札幌トンネルの掘削土から有害物質が出ているにもかかわらず、掘削土の受け入れ候補地を決める説明会では、質問がなければ環境影響評価の公表すらしないという新幹線ありきの姿勢は認められません。

議案第10号2017年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

現在、国民健康保険に加入している世帯主の多くは年金生活者、無職の方です。所得ゼロの世帯は52%、所得100万円未満が74%です。国民健康保険の短期被保険者証と被保険者の資格証明書の交付は減少傾向となっていますが、短期被保険者証と資格証明書の合計交付数は468世帯もあります。滞納対策としての国民健康保険の取り上げは、法の趣旨にも反しています。国の負担割合についても強く求めるべきです。また、国民健康保険事業運営基金の残高は、2017年度剰余金と返還金の差額9,526万1,000円が加算され、約5億4,023万円となっています。1世帯1万円の国民健康保険料の引き下げをしても、3億5,000万円程度の国民健康保険事業運営基金に残るわけですから、引き下げも十分可能だったと考えます。

議案第11号2017年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

借り上げ住宅を子育て世帯向けに市営住宅として提供・供給することは賛成できますが、住宅提供に関する条件が厳しいことや地域が限定されていることは問題です。子育て世帯がより少ない負担で利便性の高いまちなかに住める受け皿を確保することを考えたら、入居要件を緩和することやより多くの市営住宅を対象にするなど、制度の運用を見直すべきです。

日本共産党が予算修正案で提案した若年者定住促進家賃補助制度は有効な施策と考えます。また、市営住宅があっても入居できない状況があるので、不全空き家の修繕を進めるべきです。

議案第12号2017年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

高過ぎる介護保険料は市民の負担となっています。本市は主要都市の中でも上から3番目に高い保険料です。日本共産党は第1回定例会で、第2段階から第5段階を第5期と同額とする介護保険低所得者保険料負担助成事業費として、介護保険事業会計繰出金3,853万5,000円を提案しました。基金残高は2017年度末、5億5,866万円であることから、介護保険料を引き下げることも十分可能だったと考えます。

議案第14号2017年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

日本共産党は、後期高齢者医療制度は、後期高齢者の人口と医療給付費が増加すればするほど保険料の値上がりにつながる異常な制度と指摘してきました。国に対し高齢者が安心して医療が受けられる制度になるよう、見直しを求めます。

議案第16号2017年度小樽市水道事業決算認定について、議案第17号2017年度小樽市下水道事業決算認定についてです。

昨年行われた水に関するの市民アンケートでは、水道料金と下水道使用料について高いとの回答が46.2%と高い割合となっています。本市の基本水量は他市に比べると高い水準であり、基本水量20立方メートルに満たない水道料金、下水道使用料では、一番水が使われている8月、9月でも、平均使用水量が11.8立方メートルです。20立方メートル未満の方にとっては大きな負担額となっています。小樽市の水道会計、下水道会計の純利益は約10億円になっており、改めて基本水量見直しなど、市民負担軽減に向けて取り組むべきです。

議案第19号2017年度小樽市簡易水道事業決算認定です。

石狩西部広域水道企業団から買う基本水量は年々ふえているのに事業所数はふえず、2017年度決算簡易水道事業に対する一般会計繰入金を受水費の単価が下がったこともあり、1億円を割ったものの、このままでは赤字がふえるばかりです。この事業を進めたのは北海道ですから、北海道の責任で赤字補填するのが当然です。

残りの議案にも共通することですが、日本共産党は公共性の高い事業に消費税をかけることについて、これまでも反対してきました。2017年度小樽市立病院の損税は3億円にもなっており大きな負担です。消費税は経済にも市民にも打撃を与えるものです。

詳しくは本会議で述べますが、以上を申し上げ、それぞれの決算について不認定を主張します。

各委員の賛同をお願いし、討論といたします。

#### ○中村（吉宏）委員

自由民主党を代表し、議案第6号平成29年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について、不認定の立場で討論をいたします。

不認定の理由といたしましては、以下のとおりであります。

まず、冬の市民生活の安心・安全を確保するための、市の除排雪事業について、平成29年度は全く市民要望にかなった形での除排雪事業が執行されなかったことが、当委員会の質疑で明らかになりました。平成29年度中に開会された小樽市議会定例会の中で、ほぼ全ての議員が除排雪の充実を訴えていながら、全く対応できていなかったことは大問題であります。地域総合除雪のみならず、臨港地区の除排雪も降雪の状況に合わせた事業執行の進捗管理もできておらず、結果、市民から多くの苦情、排雪要望が上げられることとなったものであります。

この事業は、森井前市長のもとでの事業執行でありました。「きめ細やか除排雪」と言いながら、結局のところ言葉だけがひとり歩きし、市民置き去りの事業執行となったこのような結果を、我々は認めるわけにはいきません。迫市長のもとで今冬の除排雪事業をしっかりと充実させ、市民の冬の安心・安全を取り戻していただくことを切に望むものであります。

次に、ふれあいパス事業や地域公共交通に関連し、小樽市内の地域公共交通の中心的役割を担っていただいている北海道中央バス株式会社への対応についてであります。

前市長が、同社と市との関係を壊滅的な状況にし、議会から再三関係改善のために対応するべきと指摘を受けているにもかかわらず、何らの対応もしないままになっております。この状況についても、我々は、これでよしと判断することはできません。

また、ふれあいパス事業については、事業費の面について同社も負担協力をしていただいていたところ、同社から負担部分の見直しを求められていたにもかかわらず、何ら対応しないまま、同社が負担協力を打ち切らざるを得

ない状況になり、そのことを議会にも報告せず、結果、平成29年度後半から、それまで同社に負担をしていただいていた4,000万円以上の負担部分を市の財政から負担せざるを得なくなったものであります。その補正予算を計上する際にも、議会、市民に何ら説明をするでもなく、理解を求めるでもなく、財源確保のための行動をとるでもなかった前市長の進め方を、間違っても認めるなどということは到底できないものであります。

この点も迫市長のもとで、同社との関係改善を初め、本市の地域公共交通が持続可能な形で守られていくよう、また、高齢者の外出機会創出という大切な目的を持つふれあいパス事業が継続されていくように、同社との関係改善を含めた市政運営を行っていただくようお願いしております。

ほかにも問題は多々ありますが、当委員会で多くの議論が行われ、本市平成29年度決算について審議をしました。その中で前市長のもとで行われてきた数々の失政も明らかになりました。迫市長が今後行わなければならない市政運営の道は、前市長が残したマイナスの状況を改善し、さらに小樽市政を前進させなければならないという厳しい状況にあります。我が会派としては、こうした状況にも負けず、市民のために市政を前進させていただくことを迫市長に期待をしているものであります。

以上の理由から、我が会派は平成29年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について、不認定とすることで一致いたしました。

各会派委員皆様の御賛同をお願いし、討論といたします。

#### ○松田委員

公明党を代表し、平成30年第3回定例会議案第6号平成29年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定については、不認定を求めて討論を行います。

不認定とする具体的な事業費については、ふれあいパス事業費と除排雪事業費の二つです。

まず、ふれあいパス事業費についてですが、利用者の運賃値引き分100円の負担割合については、毎年度末に市と北海道中央バス株式会社とで協定を締結してきましたが、前市長の不誠実な対応によりバス事業者との関係が悪化し、平成29年度分は平成29年4月から8月分まで協定書を未締結のまま、口頭で、前年の平成28年度の割合で事業継続すると合意し、支出してきました。しかし、協定書が未締結のまま予算を執行したことは、この協定書が小樽市契約規則が適用される契約書に当たることから、小樽市契約規則第17条第1項及び第18条に明らかに違反しており、瑕疵ある行政行為だったと総務課は認めています。

さらに、平成30年10月22日の当委員会の質疑により、支出が法令に違反していないことを確認する必要があることを定めた小樽市財務会計規則第59条にも違反する不適切な支出であることが明らかになりました。

したがって、平成29年度ふれあいパス事業費執行額1億7,869万8,171円のうち、北海道中央バス株式会社に支払った扶助費、平成29年4月から8月分、5,802万7,550円については、支払い額そのものは無効にならないとしても、支出負担行為の違法性は免れず認定することはできません。

次に、除排雪事業費についてですが、前市長は自身が市長に就任してから、除排雪に関しては改善されたと言いつつも、何ら具体的な改善点を述べることができませんでした。しかし、データに基づき検証すると、改善されたところか最悪な結果になっています。特に排雪作業については、平成29年度の地域総合除雪における市内7カ所の除雪ステーションごとの排雪計画路線とその実績を検証すると、実施率は最も高いステーションでも65%にすぎず、最も低いステーションは33%と3分の1にとどまっており、そのため各ステーションに寄せられた2,500件以上の市民からの声のうち1番目に多かったのは排雪依頼で、それは7ステーションのうち5ステーションでも750件近くにのぼっています。担当部課も、この結果を見る限り排雪が十分でなかったと認めていますが、この除排雪に関しては議会でも何度も取り上げていることから、立ちどまって考える時期、計画を見直す時期は何度もあったのに何もしないまま当初の計画を進めたので、市民からこのような疑義が生じたのは当然と言えます。

そのきわめつけが、路線は違っても2年連続で発生した道路幅員が確保されないことによる路線バスの運休とい

う過去最悪の事態でした。これについても担当部課は、排雪する際は点での対応で、線に対応する認識がなかったと言いますが、市民の大事な足を奪うなど言語道断です。議会が決算を認定するに当たっては、予算の執行が法令等の規程に従い、適法、公正、能率的、合法的に行われ、市民の皆様の福祉増進に役立ったかなど総合的に判断すべきであると考え、この除排雪事業費も認定するわけにはいきません。

以上の理由により、平成30年第3回定例会議案第6号平成29年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定については、不認定の態度を表明し、討論いたします。詳しくは本会議で述べます。

#### ○林下委員

立憲・市民連合を代表して、平成30年第3回定例会議案第6号平成29年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について、不認定の立場から討論いたします。

まず、平成29年度の支出において、一番の問題はふれあいパス事業の4月から8月分までの支出です。平成29年第3回定例会で契約規則に抵触する支出ということが明らかになりました。予算特別委員会ではさんざん空転した上、不適切な事務処理ではあるけれども、手続的な問題で支払い義務が生じているという答弁でした。そして、前市長はしっかり改善を図ってまいりたいと考えていると答弁しています。

しかし、その後、この問題に対して何か対策はとられたのでしょうか。この部分は迫現市長を問いただしても仕方ない問題でありますが、たとえ、支出に関し支払い義務があったとしても違法な支出が行われたことに対しての対策を何もしていない状態で、違法な支出を行った決算に対して、認定ができないことは明らかです。

次に、私は市長給与に対しても疑問があります。

平成29年第3回定例会から自身の減給条例を提出しました。しかし、ひとりよがりの条例案を提出するのみで、議会と対話することはありませんでした。これは否決を前提とし減給されたくない本音を隠しながら、パフォーマンスのために条例案を提出したと言われても仕方ありません。そして、結局、森井前市長は、規定どおりの給与を受け取りました。法的には問題ないとしても、このようなことが政治的、道義的に許されるわけにはいきません。議会として、決算の不認定をもって市長の給与を規定どおり支払ったことは、政治的、道義的に許されないという意思の表明を明確に行っておきたいと考えております。

最後に、議会は平成27年度、平成28年度決算を不認定としました。

平成29年度同様、さまざまな問題が何も解決されずに放置されたままです。この後始末にぜひ迫現市長には誠実に取り組んでいただきたいと思っております。問題を起こすのは誰にでもできますが、問題を解決するのは誰にでもできることではありません。高島漁港区の問題など解決するには難しい問題であると認識はしています。しかし、この難しい問題をしっかり解決して、森井前市長に責任をとってもらう部分を明確にし、しっかりとそれを果たしてもらう必要があると考えます。そうしないと、再び小樽市におかしな市長が登場し、おかしな行政を行う可能性があるのではないのでしょうか。

さきの第3回定例会は、久しぶりに小樽市議会の日程が予定どおり進んだという記事が北海道新聞に出ました。当たり前のことがニュースになるというのは、市政にとってはずかしい現状ですが、少しずつ正常化している証拠ではあります。しかし、決算については、議会の予算案可決の議決は白紙委任ではありません。執行権は市長にあるのだから、執行に必要な予算額を決定したにすぎません。

このたびの平成29年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定については、以上の理由から適正な執行とは考えられませんが、不認定いたします。

以上、各委員の御賛同をお願いし、討論いたします。

#### ○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第6号について採決いたします。

認定とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

(起立なし)

**○委員長**

起立なし。

よって、不認定と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

いずれも認定と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立多数。

よって、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

当委員会におきまして付託されました案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員会としての役目を全うすることができました。これも、ひとえに副委員長を初め、委員各位と市長初め説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、閉会に当たっての委員長の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。